

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介します。

国民年金保険料学生納付特例制度

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】
128万円(※)＋(扶養親族等の数×38万円)
※令和2年度以前 118万円

ご存知ですか？

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。（国民年金の任意加入は、お申し出の日からとなります。）

なお、老齢基礎年金を受け取るためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として10年以上必要ですが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も国民年金に任意加入することができます。詳しくは住民課町民生活グループ



申請を希望される場合は、在学していることを証明できる書類（学生証のコピーまたは在学期間がわかる在学証明書原本）と年金手帳または基礎年金番号通知書等、番号の分かる書類をお持ちのうえ、住民課町民生活グループへお越しください。

学生納付特例制度により、令和4年度に保険料納付を猶予されている方で、令和5年度も引き続き在学予定の方に對しては、4月初めに基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことで、令和5年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

グループまたは苦小牧年金事務所へお問い合わせください。

付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月額400円）を納めることで、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要で、申し込み月から付加保険料を納めることとなります。お手続きをご希望の方は、住民課町民生活グループまたは苦小牧年金事務所へお申し出ください。

なお、令和5年度に学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を送付します。苦小牧年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料の免除、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金の金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。追納するためには、申し込みが必要です。

※老齢年金を既に受けている方は、追納できません。



令和4年度の国民年金保険料
月額16,590円

納付は口座振替が便利です。また、前納すると割引があります。詳しくは、住民課町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内）まで。

相談・問い合わせ

住民課 町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内） ☎26-7871
日本年金機構苦小牧年金事務所 ☎0144-36-6135